

○宗像市環境基本条例

平成 1 5 年 4 月 1 日

条例第 1 0 0 号

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならない。

3 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、市民及び事業者が日常生活及び事業活動において配慮することにより推進されなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条に規定する理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、当該施策の実施に当たっては、環境への影響を配慮し、環境の保全に努めなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、基本理念にのっとり、環境が適正に保全されるよう自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの活動が環境に与える影響を認識し、環境汚染の防止及び環境が適正に保全されるよう必要な措置を講ずるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(市の施策)

第6条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる事項を基本的な方針として環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、環境への影響を配慮し、当該施策を実施しなければならない。

- (1) 循環を基調とする社会経済システムの実現
- (2) 自然と人間との共生の確保
- (3) うるおいとゆとりのある地域社会の創造と継承
- (4) 市民参加の方策

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境基本法（平成5年法律第91号）第7条の規定により、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他の市の区域の自然的社会的条件に応じた施策を行うため、宗像市環境基本計画（以下次条において「基本計画」という。）を策定するものとする。

(基本計画の策定等)

第8条 市長は、基本計画を策定する場合においては、あらかじめ、宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）に規定する宗像市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。